

高松市庵治支所自動販売機設置事業者公募選定要項

この要項は、高松市庵治支所内の自動販売機の設置事業者を公募選定する手続について、必要な事項を定める。

高松市は、見積書を提出した者の中から最も有利な条件を提示した者をこの要項に基づき設置事業者として選定する。

1 業務担当課

高松市牟礼町牟礼302番地1

高松市市民局地域協働部 牟礼総合センター

2 設置場所

高松市庵治町6393番地5

高松市庵治支所1階（設置場所は別添図面参照）

3 設置台数 1台

4 業務内容

別紙仕様書のとおり

5 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（契約期間は1年とするが、自動販売機設置の必要性や設置事業者の管理運営状況を勘案し支障がないと判断できる場合は、選定時の見積内容を変更しないことを条件に、当初契約日から5年を限度に、引き続き、同一事業者と契約を更新することができるものとする。）

6 応募資格

個人でも法人でも応募することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、応募できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「施行令」という。）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 個人の場合は高松市内に住所がない者。法人の場合は高松市内に本社・本店又は支店・営業所がない者。
- (3) 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）の実績（公共施設に限る）を有していない者。
- (4) 高松市税の滞納がある者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があるもの。

- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員。

7 選定方法

提出期間終了後、次の要領で選定する。

- (1) 見積書に記載した販売手数料の率が、最も高い1者を選定事業者とする。
(2) (1)の場合で、同率の業者が2者以上あるときは、抽選により選定する。

【抽選方法】

- ① 抽選を実施する順番を決定するための予備抽選（くじ）を実施する。
② 抽選順位を決定した後に選定業者を決定するための本抽選を実施し決定する。
(3) 市長は、緊急やむを得ない理由により、本件業務を行うことができないと認めるときは、本件業務を停止、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本件業務見積参加者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

8 提出書類

(1) 見積書

ア 所在、会社名及び代表者名（個人の場合は住所、氏名）、仕様書に掲げる条件を満たすことについて同意する内容、販売手数料の率（売価の〇〇%）を記載すること。

※別紙見積書記載例参考

イ 見積書の件名は、「高松市庵治支所自動販売機販売手数料見積書」とすること。

ウ 訂正した場合は訂正箇所には必ず押印すること。ただし、率の訂正は認めない。

エ 宛先は「高松市長」とすること。

オ 見積書の日付は令和8年3月16日（月）から同月19日（木）までの間で提出する日とすること。

(2) 誓約書（別紙誓約書様式のとおり）

(3) 自動販売機の設置カタログ・販売予定商品カタログ

9 提出期間

令和8年3月16日（月）から同月19日（木）まで（午前8時30分から午後5時まで）
下記提出先への持参又は郵送による

※ 持参は、土曜日、日曜日を除く

※ 郵送は、3月19日（木）午後4時まで、高松市牟礼総合センター必着

10 提出先

〒769-0121 高松市牟礼町牟礼302番地1 高松市牟礼総合センター 管理係

TEL 087-845-2111 FAX 087-845-7571

11 設置場所の確認について

高松市庵治支所の自動販売機設置にかかる現場での説明会は実施しないので、設置場所等の確認を希望される場合は、事前に上記提出先（担当：渡部）に連絡し、当該施設の了解を取った後、現地確認を行ってください。（平日の午前8時30分～午後5時まで）

12 選定結果の通知

- (1) 選定結果は、令和8年3月26日（木）を目途に通知（連絡）する。
- (2) 選定結果に関する一切の質問及び異議には応じない。

13 選定後の提出書類

- (1) 法人・・・商業・法人登記の現在事項証明書（写し可）
個人・・・住民票記載事項証明書（写し可）
（発行後3か月以内のもの）
- (2) 高松市税の滞納がない旨の証明書の写し（発行後3か月以内のもので、選定事業者が法人の場合は高松市内にある、本社・本店・支店・営業所等、全ての証明書。）
なお、選定後、(1)、(2)が提出されない場合又は応募資格に反することが明らかになった場合は当該選定を取り消し、次順位の者を繰り上げて、選定事業者とする。

14 設置事業者の決定

7の選定方法により選定された者が、13の選定後の提出書類による書類審査を通過した場合、当該選定事業者を設置事業者決定する。

15 質問の受付

- (1) 質問受付期間 令和8年3月9日（月）から同月13日（金）まで
- (2) 質問方法 持参・ファックスにて受け付ける。
質問の際は、質問者の名称・連絡先を必ず記載すること。
また、ファックスの場合は送信した旨提出先に電話連絡すること。
口頭による質問は受け付けない。
持参の場合は、受付期間内の午前8時30分から午後5時（最終日は午後4時）までに持参すること。
- (3) 回答方法 令和8年3月16日（月）までに市ホームページに質問及び回答を掲載する。

16 周知事項

- (1) 市と取引のある方及び市職員は、不正経理（架空の物品購入等その他市の契約業務における経理上の不正又は不当な行為）を受け入れ、又はこれに関与することは禁止されています。市の職員から万が一、不正経理を求められた場合は、市の内部公益通報制度等により通報してください（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：
naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。また、市の入札参加資格者名簿に登録された者が不正経理に関与した事実が明らかになった場合には、高松市指名停止等措置要綱による措置の対象となります。
- (2) (1)のほか、売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます。
※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。